

水道事業の広域化・民営化ではなく、自治体の自己水を守る責任を果たせ

【馬場議員】日本共産党の馬場こうへいです。通告に基づき知事並びに関係理事者に質問いたします。まず、水道の広域化・民営化についてでございます。

現在本府では、国が策定を求める広域化推進プランの策定作業を、今年度末の策定・発表に向けて進めておられます。同時に、今年度末に改定を迎える京都府営水道ビジョンの検討部会が5月19日に開かれ、そこで示された検討案には広域化・広域連携については、「受水市町のみならず、利用者である住民の十分な理解を得る必要がある」、「長期的な検討・調整の期間を要します」としながら、「企業団方式も視野に検討を進める」と明記し、受水市町に示す選択肢の例として示されているのは、企業団経営を「浄水場の企業団管理」、「浄水場の企業団による保有管理」、「配水管理も含む全てを保有管理にする」このどのレベルにするのかというふうになっています。

さらに、5月に行われた北部・中部・南部の圏域ごとの水道事業広域的連携等推進協議会では、水道グランドデザイン改定の検討案が示され、「公民連携の推進」として、包括的民間委託や指定管理者制度・コンセッションを含むPPP/PFIなど、最適な民間手法があれば積極的に推進することが明記されています。広域化についても特に北部圏域については、北部の全ての水道事業者を対象に、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町の5浄水場と1配水池を廃止し別施設に統合する案、北部3市を対象に、福知山市、舞鶴市、綾部市の7浄水場と3配水池を廃止し、新たな浄水場と配水池を建設する案の2案が、具体的な浄水場や配水池の名前まで上げてシミュレーションされています。

そこでお伺いします。これまで「広域化ありきではないか」と指摘しても、「各市町が判断すること」「あくまで選択肢の一つ」とし、民営化の流れについても「民営化を検討している府内自治体はない」と答えてきました。しかし、今回示された検討案に見られるように、京都府が示す方向は国が進める基盤強化イコール広域化・民営化という流れそのままになっていると考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

また、こうした重要なことが府民に明らかにされずに進められていることは極めて重大です。全国では、先行的に広域化や民営化する自治体があり、すでに様々な問題が指摘されています。宮城県では広域化の議論に先立って、コンセッション方式により昨年12月に上下水道・工業用水の運営権を設定する契約を、メタウォーターやヴェオリアなど10社が出資する特定目的会社との間で結び、今年4月から民間企業による運営がスタートしています。都道府県単位で運営権を売却するのは、宮城県が初めての事例です。

先日、宮城県で民営化ストップの運動などに取り組んでこられた方々にお話を伺いました。運営会社の中核企業はメタウォーターとされていますが、メタウォーターはフランスの水メジャー・ヴェオリアの子会社が株式の51%を有するなど、実質的にはヴェオリアによる運営になっていること。株主企業にはオリックスや日立製作所、東急建設などが入っており、維持管理などもそうした企業が独占していくのではないかと、地元企業の中で怒りの声が上がっていること。県民負担増を抑えることや適正な業務の確保について、県との協議など様々な規定はあるものの、十分に保障できるものになっていないこと。現在本府と同様に検討が進められている広域化推進プランの作成を、運営会社の株主に名を連ねる株式会社日水コンが請け負うという、出来レースのような事態まで起こっていることなど、さまざまな実情

をお聞きしました。

今回お話を伺って、これまでも本議会の中で浜松市の下水処理場のヴェオリア社への運営権売却で起こっている実態を取り上げてきましたが、「維持管理の工事などから地元企業が排除されている」、「役員報酬など経営状況についてもブラックボックスで、議会にも住民にも明らかにされない」など、まさに宮城県でも同様のことが現実になろうとしていることを強く感じました。

先行自治体の例を見ても、水道事業に与える影響は極めて重大で府民生活に大きな影響を及ぼすものです。ところが、たとえば府内最大の事業者である京都市について、市は「広域化などは考えていない」と議会で答えています。府の検討案では「京都市や府営水道、中核的な事業者は、引き続き府と共にリーダーシップを発揮し…、広域化を先導する役割が期待される」と明記されていますが、こうしたことが府民・市民には全く明らかにされていません。このように府民的に明らかにせずに進めることは許されないと考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

今求められているのは、水道法の精神の根幹にある、清浄で低廉な水をしっかりと守るということ、そのために各水道事業者が事業を継続することをどう保障するのかということだと考えます。そうした観点で府営水道ビジョンの素案を見ると、様々な課題があるのではないのでしょうか。

素案では「施設規模の適正化」として、現在 18 ある市町の浄水場のうち 12 浄水場を統廃合対象とする「大規模集約」、府施設も含む 9 浄水場を統廃合対象とする「小規模分散」の 2 つの統廃合案が改めて示され、今後はこの案を基に議論を進めるとしています。同時に、その 2 案と現状維持を比較した場合、収益的支出・平均給水原価が長期的にどうなるのかの試算が示され、収益的支出では今後 40 年間で、大規模集約では 129 億円、小規模分散で 71 億円の削減。平均給水原価では同じく 5.6 円、3.1 円の削減が見込まれるとされています。

しかしよく見ると、2018 年～2022 年の収益的支出予測が 771 億円で、40 年後の 2053 年～2057 年の予測は現状維持ケースでは 1,009 億円、大規模集約ケースでは 973 億円、小規模分散ケースでは 963 億円と、その差はそれぞれ 36 億円、46 億円と単年の負担の軽減は極めて限定的なことがわかります。平均給水原価も同様に、現在 227.8 円が 40 年後の予測では現状維持で 421.2 円、大規模集約で 406.0 円、小規模分散で 402.2 円と大幅な水道料金の引き上げは余儀なしということになっています。これでは、今ある課題を解決するものになっていないと言わなければなりません。

そこで伺います。こうした計画になるのは、そもそも背景にある過大な水需要に基づいて進められてきた施設整備があるにも関わらず、その責任を横に置いて進めようとするからです。これまでの進め方の総括が必要です。そして、府民にしわ寄せを押し付けるようなことなく、自己水を守り各自自治体の水道事業を守ることに、本府が責任を持つべきと考えますがいかがですか。ここまでご答弁をお願いいたします。

【知事：答弁】 馬場議員のご質問にお答えいたします。水道の広域化についてでございます。

水道事業が将来にわたり安心安全な水道水を供給していくためには、事業の基盤強化が求められています。国からは基盤強化策の一つとして、令和 4 年度中の水道広域化推進プランの策定要請があり、また市町村からも広域的な観点での基盤強化策の検討が必要との意見が出されております。

このような中、府営水道給水エリアの水道事業においても、基盤強化にあたって府営水道と受水市町が一体となって様々な課題に対応していくことが不可欠であり、現在府営水道ビジョンの策定作業を通じて府営水道と受水市町の垣根を超えた幅広い視点から、地域全体の水道事業のあり方を議論しているところでございます。

ビジョンの検討案では、将来の水需要に応じて府営水道と受水市町の施設を合わせた全体の中での、適正な施設規模と配置について府営水道が作成した複数の施設配置案をもとに議論し、10年間の経過期間内に施設整備方針を定めることを目標にしております。

また経営を一体化することで全体最適を目指した合理的経営が可能になり、有効な基盤強化策の一つとなることから、受水市町との企業団化による経営の一体化を含めた、経営形態のあるべき姿についての検討にも着手することとしております。これらの検討に当たっては受水市町と十分な意見交換を行い、基盤強化に向けた方策を検討する中で多様な選択肢を示しつつ、その中から受水市町が地域の実情に応じた方策を選択できるよう、議論を進めてまいりたいと考えております。

また住民の皆様やそれぞれの議会に対する丁寧な説明が重要であることから、京都府営水道事業経営審議会やビジョン検討部会といった公開の場で議論し、パブリックコメントにより府民の意見を反映することとしております。

今後とも府営水道は受水市町とともに業務の共同化や施設の一体管理など、効果の見込める連携事業を取り入れながら、地域の水道事業を守るという共通の目標のもと真摯に議論し、基盤強化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては関係理事者から答弁させていただきます

【増田府民環境部長：答弁】各自治体の水道事業への支援についてでございます。

京都府ではこれまでも、人材育成や技術力向上のための研修会の開催や、市町村水道施設耐震化促進事業補助金や、故郷の水確保対策事業補助金による財政支援などにより、市町村水道事業の基盤強化を図ってまいりました。

さらに府営水道においては未利用の水源費について受水市町に料金負担を求めないこととし、これにより生じた約91億円の累積欠損金については、議会の議決を経て減資により解消を図るなど、府民負担の軽減に努めてまいりました。

今後とも府民生活のライフラインである水道事業を持続可能なものとするため、広域連携などを含め府営水道は受水市町とともに事業の基盤強化が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

【馬場議員：再質問】1点再質問させていただきたいと思っております。多様な選択肢を示す公開の場での議論を行っていくということがありまして、この間も広域化・民営化ありきではない、押し付けではない、明らかにしながらやっていくんだとおっしゃってきたんですけども、ここに来て府から出されている資料はどれもこのままでは大変なことになりますよということと、その方向性は広域化しかありませんよという事しか現状は示されていないわけで、多様な選択肢ってことにはなっていない。これでは結果的に自治体に対して広域化や民営化を迫っていくことになっていくのではないかと思いますけれども、その点についてはどのように考えているのかお答えください。

【知事：再答弁】馬場議員の再質問にお答えいたします。先ほども答弁いたしましたけれども、この全体の検討にあたりましては、受水市町と十分な意見交換を行いまして、さまざま基盤強化に向けた方策を検討する中で、多様な選択肢を示しながら地域の実情に応じた方策を選択できるように議論を進めて参りたいという基本的な姿勢でございます。

ただ、広域化も例えば経営形態のやり方につきましても、具体的に選択肢を示さないと具体の議論が進まないということもございまして、選択肢を示してる段階でございます。

いずれにしても水道事業をめぐる状況は非常に厳しいものがございます。最終的にはそうした厳しい状況の中で水道事業の基盤を強化して、府民の皆様に安心安全な水道を供給するという受水市町、われわれ共通の目標のもとに真摯に議論を進めてまいりたいと考えております。

【馬場議員：指摘要望】再質問の答弁も基本的には同じ中身になっていまして、多様な選択肢を示しながら議論しながら進めていくんだというお話だったんですけども、現状示されているものはそうっていない。このままで行けば大変なことになるんだ、その結果その解決の方向性をどうするのか、選択肢に示されているのは広域化・民営化の方向性しか示されていないということになっていて、それでは結果的に自治体に対してそうした方向を迫っていくことになるのではないかと、この事は厳しく指摘をしたいと思います。

水道は暮らしに直結する極めて重要なインフラです。だからこそ水道法では清浄で低廉な水を供給することが目的とされてきました。ところが、この間の法改正の中で広域化や民営化が入ってくるということの中で、自己水が守られずに広域化や民営化という方向がどんどんと全国で進められるところになっているわけです。

だからこそ自己水を守って市町の水道事業、こうしたものを守るといふ本府の責任がいよいよ重要になっている。このまま府民に明らかにすることなく自治体に対して広域化や民営化を押し付けるようなことは絶対にやめるべきだと、このことについては強く求めておきたいと思います。次の質問に移ります。

中小事業者の事業継続のため家賃・光熱水費などの固定費支援を

【ばば議員】次に、建設業にかかる原油・原材料高騰の影響について伺います。そもそも建設業界では、アベノミクス以降、リニア新幹線やオリンピック事業など、スーパーゼネコンなどの大手企業では建設業バブルと言われるような状況がある一方で、他の産業と比べても低い所得や厳しい労働環境などを背景に、特に地域の中小事業者などを中心に、若手技能労働者の確保が困難になる中で、技術継承が難しくなってきました。そうした中で、原油・原材料高騰がどんな影響をあたえているのか、全京都建築労働組合が、今年3月に行った組合員へのアンケート調査によりますと、製材関係は軒並み10%を超える値上がりで、一部では40%を超えるものもあります。しかも、これは直近の値上げだけで、コロナ禍以降のウッドショックの値上りを加えますと、製材価格は1.7倍から2.3倍もの値上がりになっています。さらに、住宅設備や内装、水道、足場や生コン、廃材処理など、値上がりはあらゆる部分に及んでいることがわかります。お話を伺った鉄筋工事業の方は、「通常見積もりは3か月有効。しかし、値上がりが急激すぎて見積もりも慎重になる。そうすると仕事が取れない」「そもそも交通費などないので、ガソリンの値上がりはそのまま被らざるを得ない」。塗装業の方は、「自分は材料持ちではないので、影響は限定的だけれども、頑張っって自前の仕事をとっている人は、材料高騰の影響をまともに受けている」。重層下請けや材料持ちに手間請などによって、影響の度合いが様々になる建設業界ならではの事情についてお話を伺いました。

そこでお伺いします。本議会には、補正予算として、原油価格・物価高騰等小規模事業緊急支援事業費や道路運送事業者・地域公共交通原油価格高騰対策事業費が提案されています。しかし、その中身は、省エネ機器やシステム導入などの設備投資への支援、運送業や公共交通事業者向けの支援に限られています。これでは、建設事業者など、影響の現れ方が非常に多様であることや、影響が非常に幅広い分野

に及んでいることなどに全く対応できません。コロナ禍はもちろん、そこへ原油・原材料高騰が追い打ちをかける中で、建設業を含む、すべての中小事業者が事業継続できるよう、家賃や光熱水費などの固定費への支援を実施すべと考えますが、いかがですか。

賃金条項を含む公契約条例の制定を

さらに、労働環境の改善もまったなしです。国は、4月1日以降の直轄事業の入札について、大企業で3%以上、中小企業で1.5%以上の賃上げを表明した入札参加者に対して、総合評価方式での加点を実施しています。賃金など労働環境の改善による若年者の確保が急がれる課題となっている中で、一步前進と言えると思います。しかし、多くの中小事業者にとっては原資の確保なしには、賃上げすることそのものが難しいのが実態です。また、元請事業者に雇用されている労働者であれば賃上げされる可能性はありますが、一人親方など多くの現場労働者の中にも賃上げの効果をもたらすためには、国の取り組みは十分とは言えません。

そこで伺います。そもそも、府として国が公共事業でも賃上げに対するインセンティブに踏み切る中で、府発注の事業について、同様に賃上げを後押しするような制度の実施についてその必要性はどのように考えておられますか。また、末端の労働者まで賃上げが届くことを補償するためにも、賃金条項を含む公契約条例の実施が必要と考えますが、いかがですか。

伏見港周辺の整備は地域住民の意見を幅広く聞いて進めよ

最後に、地元伏見区の伏見港周辺の整備について伺います。伏見区にある伏見港は、1594年に豊臣秀吉が伏見城を造成するにあたって整備され、大阪との水運の重要な拠点として役割を果たしてきました。物流手段の変化に伴い、水運の拠点としての役割は終えたものの、現在も港湾として指定されている極めて珍しい河川港です。周辺には、「〇〇浜町」など、物流拠点としての役割を果たしてきた歴史を物語る町名が多く残されています。また遊歩道などが整備され、十石船や三十石船での遊覧も行われています。このように伏見港は、観光資源としてはもちろん、地域の歴史を語る上で欠かすことのできない重要なものです。その伏見港が、昨年4月に国のみなとオアシスに登録され、宇治川派流など含む周辺の整備が進められる計画となっています。

その一環として、宇治川派流では、かつて多くの商いが営まれてきた歴史的経過の中で残された元畳店の建物が、ようやく所有者と協議が整い除却され、地域の方も喜ばれています。この間、私も松尾孝元府会議員から引き継ぐ形で、建物所有者からも相談を受け、京都府土木事務所との協議などに関わってきた関係もあり、改めて関係職員の方々のご努力に感謝を申し上げたいと思います。

一方で、本当の意味で伏見港の魅力アップにつなげるためには、極めて狭隘な周辺道路の改善、十石船の乗り場へのアクセスのバリアフリー化、将来にわたる適切な維持管理、中書島駅の北側の南新地地域の広大な未舗装道路の解消など、地域の方々からは周辺の課題解決も含めて実施する必要があるとの声が聞かれます。まず、こうした声についてどのように把握をされているのかお答えください。また、整備が地域全体の活性化につながっていくためにも、周辺整備に当たっては地域住民の声を幅広く聞くことが重要で、そのためにも地元説明会や意見交換会などの実施を検討すべきと考えますが、いかがですか。

【答弁：上林商工労働観光部長】 中小企業者への固定費支援についてでございます。固定費支援など事業継続や雇用維持のベースとなる支援は国が担い、京都府は地域の産業特性にあわせた補助制度や事業者への極め細やかな経営支援などを担うことが重要であると考えております。そのため国に対して、持続化給付金の再給付や雇用調整助成金の特例措置の延長を繰り返し求めてまいりました。その結果、事業復活支援金の創設や雇用調整助成金の特例措置の延長が実現したところです。京都府においても、中小企業の設備の省エネ化などのハード支援に加え、省エネ診断士等の派遣を通じたソフト支援を一体的に実施することで建設業を含む幅広い業種で固定費削減につながる経営効率化を支援してきたところです。今定例会においても小規模事業者を中心に省エネ対策や経営効率化等の取り組みを支援するために必要な予算案を提案しております。引き続きあらゆる施策を総動員することにより、事業者の事業継続と雇用維持に全力で取り組んでいきたいと考えております。

【答弁：浜田建設交通部長】 京都府発注の事業にかかる賃上げ制度の導入についてでございます。国による総合評価競争入札における賃上げを実施する企業に対する加点措置につきましては、現場で働く方々の収入を引き上げる方向に導くため、この4月からすべての調達を対象として導入されたところでございます。建設業における賃上げについては、重要な課題と認識しておりまして、京都府といたしましては府内建設企業の経営体質強化に取り組み、賃上げができる環境整備につとめてまいりました。具体的には平成24年に公契約大綱を制定し、府内企業への発注の原則化、重層的な下請け企業への改善、下請負先を府内企業とすることの要請などに取り組むと共に、国と連動した設計労務単価や諸経費率の引き上げを実施してまいりました。また、最低制限価格等の見直しについても、すみやかに実施しているところでございまして、元請け、下請けの収益構造を改めることと合わせて、工事従事者の賃金水準の適正化に努めてきているところでございます。今後とも安定した事業量を維持するとともに、原則府内発注をはじめとする公契約大綱にもとづくとりくみを進め、企業の適正利潤を確保することで工事従事者の賃金水準の上昇に繋げてまいりたいと考えております。

賃金条項を含む公契約条例の制定についてでございますが、労働者の賃金等の労働条件は、労働基準法等の関係法令に反しない限り、労使が自主的に決定することとされており、最低賃金法とは別に条例等で賃金の基準を新たに設けることにつきましては慎重に対応することが必要でございます。また、労働者の賃金問題は公契約のみならず私契約を含めた統一的な見地からナショナルミニマムとして労働法制の中で対応されるべきものと考えております。

続きまして、伏見港周辺の整備についてでございます。全国唯一の内陸河川港湾でございます伏見港は、京都府、京都市、地元商店街や観光協会、周辺に駅を有する鉄道事業者などが連携して周辺地域のPRや地元の機運醸成により取り組んできた結果、R3年4月に国土交通省により「みなとオアシス」に等陸されました。「みなとオアシス」を運営していくに当たりましては、地域の意見を十分に把握する必要がありますことから、京都府、京都市に加え、伏見区市政協力委員連絡協議会、NPO法人伏見観光協会、「伏見桃山頑張る7商店街」など多くの地元住民の代表組織が参画する運営「まちづくり協議会」を設立したところでございます。議員ご紹介の十石船乗り場のバリアフリー化などのご意見があることもお聞きしておりまして、できうるものから順次着手しておりまして、伏見港周辺地域の魅力をさらに高め、水と歴史を生かしR3年10月に伏見の港を中心としたまちづくりへの意見募集を実施するとともにR4年5月には「みなとオアシス」にかかるまちづくりビジョンへの意見募集や伏見港の賑わい拠点となるエリアの愛称募集を行うなど、地域内外から幅広くご意見をお伺いし、今後の運営に反映することといたしております。今後とも、皆様からいただいたご意見を生かした運営を心がけ、伏

見港周辺地域の魅力を高めることで幅ひろい方々から愛される「みなとオアシス」となるよう取り組んでまいります。

【馬場議員：再質問】「みなとオアシス」にかかわる整備についてですけれども、運営協議会を作って、様々な団体が入っておられることも存じ上げています。サポーター制度も立ち上げていただいています。サポーターは現在 40 名ほど、意見聴取もまちづくりビジョンに関する意見をネットでお寄せ下さいといわれていますが、地域の多くの方が全く知らないというのが実態です。だからこそ、広く意見を聞く説明会などをしっかりと行っていただきたい。ぜひ前向きに検討いただきたいと思います。

建設業の賃上げについて再質問します。

「設計労務単価が上がっているから現場の単価は上がっている」と繰り返し重要だといいいながら、実際には公契約大綱や元請下請関係適正化指針ということになっていて考え方は示していただいています。京建労の最新の賃金アンケートでも、この 10 年間で 142%も設計労務単価が上がっているに、実質賃金は一人親方で 113%、職人に至っては 103%しか上がっておらず、その差は広がるばかりです。こうした状況があるのに、府として実態調査すらしようとしない。これでは行政の役割を果たせていないのではありませんか。いかがですか。

【答弁：浜田建設交通部長】設計労務単価の再質問に答弁します。設計労務単価につきましては、国や都道府県などの発注者が下請けを含む労働者を対象に賃金台帳等々と照合しながら、綿密に実態を調査したうえで設定しています。府内の平均設計労務単価は、H25 年度以降の実勢賃金の上昇が認められたことから引き上げを行い、10 年間で約 46%の上昇となっております。一方、建設労働者の賃金は、公共と民間、工事の規模、内容、受注額などにより、労使間で総合的に決められるものであり、設計労務単価は労働者に支払われる実賃金を拘束するものではありません。京都府といたしましては、引き続き設計労務単価の引き上げが、現場の建設労働者の賃金に適切に反映され、また、設計労務単価の引き上げと賃金水準の上昇が好循環となって継続されるよう今後とも国などとともに建設業関係団体に適切な賃金水準の確保を要請してまいりたいと考えております。

【ばば議員：指摘要望】設計労務単価が現場労働者に支払われる賃金を縛るものではないことは確かだが、一方では、これまで地域の建設業が果たす役割について、議会で、街づくりや安心安全などに極めて重要な役割を果たしていただいていることなど、府としても認めてきました。先ほども賃金の引き上げは重要だとお答えいただきました。建設業は大部分賃人が担っています。しかし、業界を支える技能労働者の確保のための取り組みとしては、公契約大綱の考え方を示すだけで、この間の設計労務単価の引き上げを末端までしっかりと補償することなど、労働環境改善への取り組みは極めて遅れていると言わなければなりません。少なくとも設計労務単価に見合っただけでなくとも賃金が上がる状況を作るためには、その実態をしっかりと掴むことが必要です。

原油・原材料高騰などの影響への対策はもちろん、人手確保の最大の保障である賃上げなどの労働環境の改善のため、賃金条項を含む公契約条例の実施を早急に決断することを求めて質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。